賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成二十八年九月三十日

備考　特定被災地域とは、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。

○観光庁告示第二号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年五月十二日

観光庁長官　田村明比古

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録	平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に主たる営業所を有する者	平成二十八年九月三十日

○防衛省告示第百十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十二日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年五月十九日から同年七月二十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十二日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年五月十九日から同年七月二十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度四八分一三秒
(ウ)　北緯三二度五九分五一秒　東経一三三度〇二分一三秒
(エ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(オ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十二日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年五月十九日から同年七月二十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒
(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十五号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十二日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年五月十九日から同年七月二十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十二日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年五月十九日から同年七月二十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。